

Ver 1.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく
温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	岩手県沿岸地域における震災がれき再資源化による復興プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	大船渡市（市長 戸田公明） 印

提出日 2012 年 10 月 日

受理日 2012 年 10 月 日

最終版提出日 年 月 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	大船渡市 (オオフナトシ)		
住所	岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15		
代表者氏名	戸田 公明	担当者氏名	佐藤 克敏
担当者所属	市民生活環境課	担当者役職	係長
担当者 E-mail	01702@city.ofunato.iwate.jp	担当者電話番号	0192-27-3111
プロジェクトでの役割	木質バイオマスの提供		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	太平洋セメント株式会社 (タイヘイヨウセメントカブシキガイシャ)		
住所	東京都港区台場 2-3-5 台場ガーデンシティビル		
代表者氏名	福田 修二	担当者氏名	志田 勉
担当者所属	東北支店環境事業部	担当者役職	係長
担当者 E-mail	tsutomu_shida @taiheiyo-cement.co.jp	担当者電話番号	022-221-6211
プロジェクトでの役割	木質バイオマスの使用		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	宮古市 (ミヤコシ)		
住所	岩手県宮古市新川町 2 番 1 号		
代表者氏名	山本 正徳	担当者氏名	三上 巧
担当者所属	市民生活部環境課	担当者役職	主査
担当者 E-mail	t_mikami@city.miyako.iwate.jp	担当者電話番号	0193-62-2111
プロジェクトでの役割	木質バイオマスの提供		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	陸前高田市 (リクゼンタカタシ)		
住所	岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42 番地 5		
代表者氏名	戸羽 太	担当者氏名	佐藤 彰
担当者所属	民生部市民環境課	担当者役職	主任
担当者 E-mail	rt0671@city.rikuzentakata.iwate.jp	担当者電話番号	0192 - 54 - 2111
プロジェクトでの役割	木質バイオマスの提供		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	大槌町 (オオツチチョウ)		
住所	岩手県上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号		
代表者氏名	碓川 豊	担当者氏名	西澤 勝広
担当者所属	民生部町民課	担当者役職	班長
担当者 E-mail	nishizawa@town.otsuchi.iwate.jp	担当者電話番号	0193-42-2111

プロジェクトでの役割	木質バイオマスの提供		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	山田町 (ヤマダマチ)		
住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3 番 2 0 号		
代表者氏名	佐藤 信逸	担当者氏名	木村 庸平
担当者所属	町民課	担当者役職	課長補佐
担当者 E-mail	kimuyou-am@town.yamada.iwate.jp	担当者電話番号	0193-82-3111
プロジェクトでの役割	木質バイオマスの提供		
プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	田野畑村 (タノハタムラ)		
住所	岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1		
代表者氏名	上机 莞治	担当者氏名	畠山 淳一
担当者所属	生活環境課	担当者役職	主任主査
担当者 E-mail	jun1-h@vill.tanohata.iwate.jp	担当者電話番号	0194-34-2111
プロジェクトでの役割	木質バイオマスの提供		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	太平洋セメント株式会社 (タイヘイヨウセメントカブシキガイシャ) (オフセット・クレジット (J-VER) 発行によって得られた収益は、全額をがれきの搬入割合に応じて参加自治体に配分し、復興・防災対策に利用する。)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	未定		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名: <u>太平洋セメント</u>		

<p>ダブルカウントの防 止措置内容</p>	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 □ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------------------	--

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。 ■ ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ホームページ URL: <u>http://www.taiheiyo-cement.co.jp/</u> ■ 出版物（CSR報告書） □ その他 具体的に: _____ <p>□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 公的な報告・公表制度には参加していません。 ■ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています <ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。 ■ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。 □ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。 □ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。 <ul style="list-style-type: none"> 制度名: _____ ■ その他 <ul style="list-style-type: none"> 具体的に: <u>経団連自主行動計画</u> □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。 □ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。
--	--

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要①

	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】</p> <p>東日本大震災により発生したいわゆる「震災がれき」を、セメントキルンでの石炭燃料代替として活用することにより、セメント製造における石炭由来 GHG 排出を削減することはもちろん、震災がれきの処理・被災地におけるセメント工場の稼働による雇用維持・生産セメントの利用による生活圏の再建をも目的としたプロジェクトである。</p> <p>【内容】</p> <p>本プロジェクトは特定被災地方公共団体である岩手県大船渡市に立地する太平洋セメント(株)大船渡工場(添付の工場パンフレット参照)において、大船渡市を含む岩手県内の各自治体(大船渡市、宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町、田野畑村)から排出される東日本大震災により発生したいわゆる「震災がれき」を、セメントキルンでの石炭燃料代替として活用することにより、セメント製造における石炭由来 GHG 排出を削減するプロジェクトである。</p> <p>関係者と再資源化プロセスを以下に図示する。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(石炭)</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>既存のセメントキルンを活用し、震災がれきのバイオマスを受け入れ、石炭と代替することで、温室効果ガスの排出量を削減する。</p> </div> </div>

B.2 採 用 技 術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))							
	(1) 本事業を実施するのに必要な木質バイオマス燃料消費設備(セメントキルン)							
	NO	機器名称	メーカー名	型番	機器容量	法定耐用年数	導入年月	用途
	1	1号キルン	川崎重工	-	φ3.8×76m	-	1968.12	セメント製造用
2	5号キルン	IHI	-	φ5.8×101.8m	-	1978.3	セメント製造用	
B.3 実 施 プ ロ ジ ェ ク ト 実	(2) 本事業を実施するのに必要な木質バイオマス燃料加工設備 :木質バイオマス燃料加工設備(除塩設備)							
	NO	機器名称	メーカー名	型番	機器容量	法定耐用年数	導入年月	用途
	1	デソルトセパレータ	リマテック株	-	φ1.6×7.8m	-	2011.11	災害廃棄物除塩用
B.3 実 施 プ ロ ジ ェ ク ト 実	実 施 所 名	① 木質バイオマスの調達 : 岩手県大船渡市、宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町、田野畑村、のがれき一時仮置き場 ② 木質バイオマスの使用 : 太平洋セメント株式会社 大船渡工場						
B.3 実 施 プ ロ ジ ェ ク ト 実	住 所	① 大船渡市、宮古市、陸前高田市、大槌町、山田町、田野畑村一円 ② 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 21-6						

施
場
所

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)

①

概
要



<p>B.3 プロジェクト実施場所</p>	<p>②</p>  <p>②</p> <p>工場内の配置図</p> <p>別添1の通り。</p>
---------------------------	---

B : プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2011 年 11 月 1 日 ~ 2014 年 3 月 31 日 (1 年 5 ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※2		2011 年 11 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				16,280	39,093	55,373
B.7 モニタリング報告の頻度	2012 年度中に 1 回						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費国庫補助金(環境省) 災害廃棄物処理促進事業費(岩手県)					
	補助金額 (申請額含む)						
	補助金の用途	災害廃棄物処理					
	補助対象年月日	年 月 日 ~ 年 月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 別紙のとおり					
備考	<p>①プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>① a. がれきの供給が不足するリスク b. がれき消費施設が稼働しないリスク</p> <p>② a. 岩手県の試算によると、本プロジェクトでセメント再資源化する分を考慮しても、県内のがれきを処理するには平成 26 年 3 月までかかることとされている。このことから、プロジェクト期間中にがれきの供給が不足するリスクはないと考えられる。 b. 木質バイオマス消費設備及びがれきの除塩施設については定期的にメーカーによるメンテナンスを行うことで稼働停止リスクを軽減する。また、岩手県内のセメント需要は、震災以降増加しており、需要の低下により、セメントキルンの稼働が停止するリスクは極めて小さい。</p>						

※1: 2008 年 4 月 1 日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。

※2: クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日~2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C:適用方法論		
C.1 適用方法論	方法論番号	No. E. <u>025</u> ver. <u>3.0</u>
	方法論名称	石炭から未利用のバイオマスへのセメントキルン燃料代替
C.2 方法論の 適格性基準と の整合性	条 件	説 明 ※1
	C.2.1 条件1	セメントキルンにおける木質バイオマスの新規利用により、石炭の使用量が削減される。【資料 3】
	C.2.2 条件2	使用される木質バイオマスの原料は、東日本大震災により生じた木質廃棄物（がれき、建築廃材等）である。【資料 4】なお、方法論付属書 A：当方法論における東日本大震災に対応する特例を受けるに足る根拠を有する。【付属書 A 適用根拠資料 2 - A】
	C.2.3 条件3	適用対象外
	C.2.4 条件4	各自治体が負担する、がれきのセメント再資源化に要する費用は、単純焼却に要する費用を上回る。【資料 5】

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 353 1316 551"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ (BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>① 削減設備について プロジェクトが実施されなかった場合、セメントキルンの燃料としてがれきは使用されず、石炭が使用されていた。</p> <p>② がれきについて がれきは本プロジェクトが行われない場合、廃棄物処理場において焼却処分されていた。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特になし。</p>												
	<p>C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定</p>	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>特になし。</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>特になし。</p>												

	<p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし。</p>
--	---

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 20%;">該当しない</th> <th style="width: 30%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/>具体的に:許認可済み (資料 1-P の通り)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/>具体的に*:</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に:許認可済み (資料 1-P の通り)	7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:	9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:
		該当しない	該当する																																						
1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
5	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に:																																						
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 具体的に:許認可済み (資料 1-P の通り)																																						
7	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
8	建築基準法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
9	消防法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 具体的に*:																																						
D.2 環境影響評価及び環境測定	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)																																								
D.3 住民説明会の実施状況	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)																																								